

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」策定について

< 1. 趣旨 >

「第2次船橋市障害者の施策に関する計画」は平成26年度で計画期間が終了いたします。障害者基本法第11条第3項において市障害者計画の策定が義務付けられており、前計画を引き継ぐ平成27年度以降の「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をいたします。

< 2. 計画期間 >

計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間

< 3. 障害福祉計画 >

「船橋市障害福祉計画」との関係
福祉サービスの数値目標については「船橋市障害福祉計画」に規定

< 4. 策定スケジュール >

別紙のとおり

< 5. 関係法令の動き >

- | | | |
|--------------|----------|---------|
| ・ 障害者虐待防止法 | 平成24年10月 | 1日施行 |
| ・ 障害者総合支援法 | 平成25年 | 4月 1日施行 |
| ・ 障害者優先調達推進法 | 平成25年 | 4月 1日施行 |
| ・ 障害者差別解消法 | 平成25年 | 6月26日公布 |
| | 平成28年 | 4月 1日施行 |